

財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立県民文化ホール 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和元年度) (うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 4,165,460円)	
監査の結果	〔指導事項〕 なし	
〔指導事項〕	山梨県立県民文化ホール利用及び利用料金等に関する事務取扱要綱第20条第2項に「現金を収納したときは、館長が金融機関に設けた預金口座へ当該収納の日及びその翌日までに預け入れなければならない。」と定められているが、要綱に定める期限内に金融機関へ預け入れていなかった。	
〈注意事項〉	なし	
監査対象団体 所管部(局)課	合同会社 丹青やまなし リニア交通局 リニア未来創造・推進課	
監査実施日	令和2年11月18日	
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立リニア見学センター 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和元年度) (うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 2,304,528円)	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象団体 所管部(局)課	合同会社 カナユール 福祉保健部 障害福祉課	
監査実施日	令和2年9月18日	
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立鶯鶯障害者情報センター 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和元年度)	
監査の結果	〔指導事項〕 なし	
監査対象団体 所管部(局)課	株式会社 桔梗屋 農政部 食糧花き水産課	
監査実施日	令和2年11月19日	
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立富士湧水の里水族館 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和元年度) (うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 2,460,452円)	
監査の結果	〔指導事項〕 なし	
監査対象団体 所管部(局)課	株式会社 富士グリーンティック 県土整備部 都市計画課、スポーツ振興局 スポーツ振興課	
監査実施日	令和2年9月9日	
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県御射使南公園 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和元年度)	
監査の結果	〔指導事項〕 なし	
監査対象団体 所管部(局)課	cowshi 金川の森ペートナーズ 森林環境部 県有林課	
監査実施日	令和2年11月20日	
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県森林公園金川の森 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和元年度) (うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 133,705円)	
監査の結果	〔指導事項〕 なし	
監査対象団体 所管部(局)課	株式会社 かみやな 県土整備部 都市計画課、観光文化部 観光資源課	
監査実施日	令和2年11月27日	

財政的援助等容の内	〈公の施設管理〉 山梨県富士川クラフトパーク 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和元年度) 山梨県立富士川観光センター 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和元年度)	107,210,000円 17,505,000円
監査の結果	〔指摘事項〕 なし 〔指導事項〕 事業報告書の管理業務に係る収支決算において、次とおり不備があつた。 ①収入について、テナント使用者に係る光熱水費及び燃料費の負担金が計上されていなかつた。 ②光熱水費及び燃料費の支出について、自主事業として実施している切り絵の森美術館の常設館である道の駅ギャラリーの電気使用料及び灯油使用料が計上されていた。	（富士川観光センター） (富士川観光センター) （①について、テナント使用者に係る光熱水費及び燃料費の負担金が計上されていなかつた。） （②光熱水費及び燃料費の支出について、自主事業として実施している切り絵の森美術館の常設館である道の駅ギャラリーの電気使用料及び灯油使用料が計上されていた。）
監査対象団体	笛吹川フルーツ公園マネジメントグループ	〈注意事項〉 なし
所管部(局) 課	県土整備部 都市計画課	
監査実施日	令和2年11月12日 12月21日	
財政的援助等の内容	〈公の施設管理〉 山梨県笛吹川フルーツ公園 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和元年度)	214,638,000円
監査の結果	〔指導事項〕 なし 〔注意事項〕 （指導事項） 1 指定管理者で経理業務を担当する代表団体の経理規程第25条に「収納した金銭は遅滞なく金融機関に預け入れる」とされているが、果樹振興事業に係る収入金について、売上収納日から金融機関に預け入れるまで遅延しているものがあつた。 2 指定管理者で経理事務を担当する代表団体の経理規程第27条第1項に「現金は毎日の出納終了後に現物と帳簿の残高を照合しなければならない」と定められているが、現金出納簿など帳簿が作成されていなかつた。	（注意事項） なし

監査対象団体	アメニス山梨(桂川)グループ	が運営していくた。 〈注意事項〉 2件
所管部(局) 課	県土整備部 都市計画課	
監査実施日	令和2年9月29日	
財政的援助等の内容	〈公の施設管理〉 山梨県桂川ウェルネスパーク 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和元年度)	63,380,000円
監査の結果	〔指導事項〕 なし 〔指導事項〕 1 事業報告書の管理業務に係る収支決算における農林業体験について、年数回開催される比較的大規模なイベントによる収入については報告されていたが、日常的に開催される小規模なイベントによる収入については報告されていなかつた。 2 経理規程第25条に「収納した金銭は遅滞なく金融機関に預け入れるものとする」と定められているが、収納日から3ヶ月を経過して入金されているものがあるなど、入金処理	（指導事項） 1 事業報告書の管理業務に係る収支決算における農林業体験について、年数回開催される比較的大規模なイベントによる収入については報告されていたが、日常的に開催される小規模なイベントによる収入については報告されていなかつた。 2 経理規程第25条に「収納した金銭は遅滞なく金融機関に預け入れるものとする」と定められているが、収納日から3ヶ月を経過して入金されているものがあるなど、入金処理

別紙2

監査対象団体 意見	株式会社 山梨食肉流通センター 取引先との契約に際し、担保措置として提出を受けた定期預金証書等のうち、前回監査に引き手続き質権の設定がされていないものが複数あった。売上債権の回収不能リスク回避のため、質権の設定又はその他の方策の検討により、更なる売上債権の保全に努められたい。
監査対象団体 意見	やまなし県民文化祭実行委員会 会計処理は県財務規則に準じて行うものとされているが、事務局職員が行った会計処理については、契約書等の支出証拠書類がないもの、提出された請求書の検査・検収が行われていないものの、支出同いの決算を受けていないものが多数あり、また、運営委員が行った会計処理についても、見積合わせや随意契約理由書の作成が行われておらず、県財務規則に準じた適正な会計処理となつていなかった。 更に、所管課担当職員と事務局職員が同一であり、補助金の実績報告書等について厳格なチェックが行わっていなかった。 所管課においては、実行委員会における県財務規則に準じた会計処理の適正性の確保に努めるとともに、所管課担当職員と事務局職員が重複しないようチェック体制を見直すなど内部統制の充実・強化に努められたい。

令和2年度 行政監査実施結果（自然災害等に係る安全対策）

令和2年度行政監査は、『大規模災害等に対する県有施設の安全対策について』をテーマとし、「新型コロナウイルス感染症に係る安全対策」及び「地震や富士山噴火など自然災害等に係る安全対策」の2回に分けて監査を実施した。

「自然災害等に係る安全対策」について監査を実施した結果は、次のとおりであった。

第1 監査の概要

1 テーマ

大規模災害等に対する県有施設の安全対策について

2 目的

近年、全国各地で大規模地震や豪雨などの災害が頻発し、本県においても、ダリラ豪雨や昨年の台風19号など異常気象による災害が発生している。さらには大規模地震や富士山噴火の発生が危惧されるなど、災害がいつ起きてもおかしくない状況にある。また、新型コロナウイルス感染症は依然として散発的に確認されており、今後、感染拡大の第2波、第3波が懸念されるところである。

災害等の発生時に施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大を防ぐためには、日頃からの点検や予防など、施設における安全対策は喫緊の課題である。

このため、本県の県有施設における利用者等の安全対策の取組状況について検証し、今後の適切な管理に資するため、監査を実施することとした。

3 監査の着眼点

- (1) 施設の安全点検は行われているか
- (2) 施設利用者等の安全対策はなされているか
- (3) 安全に対する施設職員の意識醸成は図られているか

4 対象事務及び対象施設・対象機関

- (1) 監査対象事務
監査対象施設における安全対策の取組状況
 - (2) 監査対象施設
次に掲げる施設のうち、広く県民が利用する48施設（※（別表）監査対象施設一覧）を監査対象施設とする。
① 県公共施設等総合管理計画における分類が次に該当する県有施設のうち、原則、延べ床面積3,000m²以上の施設（指定管理導入施設を含む）

大分類	中分類
I 県民利用施設	1 文化・社会教育系施設、2 スポーツ・レクリエーション系施設、3 産業振興系施設、4 学校教育系施設※、5 保健福祉系施設、7 その他県民利用施設
II 行政施設	1 行政系施設、2 警察施設
- ※ I 県民利用施設－4 学校教育系施設のうち、高等学校及び特別支援学校は除く

- ② 高等学校及び特別支援学校のうち、地域バランス、学校規模（児童・生徒数）を考慮し、圏域毎に選定した施設
- ③ その他必要と認められる施設

- (3) 監査対象機関
監査対象施設を直接管理する機関及び指定管理導入施設を所管する機関
※指定管理者を除く

5 實施期間

令和2年9月～令和3年1月

6 實施方法

監査対象施設における建築基準法等に基づく点検の実施状況等に係る調書の提出を求める書面監査を行うとともに、4施設に対し実地監査により関係職員からの聴取を行い、点検状況等を確認した。

※基準日：令和2年7月1日（点検や訓練の実施状況は令和元年度）

第2 監査の結果

1 建築基準法に基づく点検について

(1) 建築物の点検について

建築基準法第12条第2項の規定に基づき、特定建築物（公会堂、集会場、病院、診療所、共同住宅、寄宿舎、学校、展示場、自動車庫などの用途で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100m^2 （※1）を超えるもの、事務所等の建築物で階数が5以上でかつ延べ面積が $1,000\text{m}^2$ を超えるもの（※2））の管理者である都道府県の機関の長は、原則として3年以内ごとに一級建築士若しくは二級建築士等の有資格者による建物等の損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検を実施しなければならないこととされている。

【令和元年6月25日施行】

※1 : 200m^2

※2 : 階数が3以上又は地階にあるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 100m^2 を超えて 200m^2 以下のもの及び事務所等の建築物で階数が5以上でかつ延べ面積が $1,000\text{m}^2$ を超えるもの

ア 建築基準法に基づく定期点検を実施しなければならない建築物の該当状況

項目	施設数
該当する	34
一部のみ該当する	10
該当しない	4

イ 定期点検の実施状況（※令和元年度の実施状況）

項目	施設数
実施した (常識課又は学校施設課が点検を実施した場合も含む)	29
一部のみ実施	1
実施していない	14

ウ 定期点検を実施していない（一部のみ実施を含む）理由

項目	施設数
直近3年間（平成28年度から30年度）の間に定期点検を実施した	10
建築基準法施行規則第5条の2第2項の規定に該当し、検査済証の交付を受けた日から起算して6年以内の施設である	3
実施しなければならないことを知らなかった	0
実施しなければならないことは知っていたが、これまでも行っていなかった	0
その他	1

「その他」は、「建築基準法第18条第24項に基づく仮使用の状況であり、定期点検の対象とならない」ものであった。

2 消防法に基づく点検等について

(1) 消防法に基づく防火管理について

消防法第8条第1項の規定により、多數の者が出入り、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者は、一定の資格を有する者のうちから定めた防火管理者に、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならないこととされている。

規則第5条の2第2項の規定に該当し、検査済証を受けた日から起算して6年以内の施設である双方に該当する棟がある、また「建築基準法第18条第24項に基づく仮

使用的状況であり、定期点検の対象とならない」ものであった。

(2) 建築設備等の点検について

建築基準法第12条第4項の規定に基づき、特定建築設備等（換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備など）の管理者である都道府県の機関の長は、原則として1年内ごとに、一般建築士若しくは二級建築士等の有資格者による建築設備等の損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検を実施しなければならないこととされている。

ア 建築基準法に基づく建築設備等の定期点検を実施しなければならない施設の該当状況

項目	施設数
該当する設備がある	47
該当する設備はない	1

イ 建築設備等の定期点検の実施状況（※令和元年度の実施状況）

項目	施設数
全て実施した	43
一部のみ実施	0
実施していない	4

ウ 建築設備等の定期点検を実施していない理由

項目	施設数
建築基準法施行規則第6条の2第2項の規定に該当し、検査済証の交付を受けた日から起算して2年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については6年）以内の設備である	3
実施しなければならないことを知らなかった	0
実施しなければならないことは知っていたが、これまでも行っていなかった	0
その他	1

防火管理者を定めなければならぬ施設は、消防法施行令第1条の2第3項の規定により、公会堂・集会場、特別支援学校等は収容人員が30人以上、寄宿舎、高等学校、図書館等は収容人員が50人以上のものなどが対象とされている。防火管理者は、消防法施行令第3条の2第1項の規定により、消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長へ届け出をしなければならないこととされている。

ア 防火管理者を定め、消防計画の作成等が必要な施設の該当状況

項目	施設数
該当する(一部該当する場合も含む)	48
該当しない	0

イ 防火管理者の届出状況

項目	施設数
防火管理者を定め、届出をしている	44
防火管理者を定めたが、届出はしていない	1
防火管理者を定めていない	3

「防火管理者を定めていない」理由は、「新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け防火管理講習が開催されず、資格保有者が不在となつたため」であった。

ウ 消防計画の作成及び届出状況

項目	施設数
消防計画を作成し、届出をしている	44
消防計画を作成したが、届出はしていない	4
消防計画を作成していない	0

上記イで「防火管理者を定めたが、届出はしていない」、ウで「消防計画を作成したが、届出をしていない」1施設は、平成30年度に防火管理者の変更を届け出た際に、消防署から防火管理者だけでなく防災管理の選任も必要である旨の指導を受け、防災管理者が選任されていなかつたことから、防火管理者の変更届及び消防計画が受理されなかつた。

その後令和2年1月2月まで防災管理者を選任しておらず、消防署への防火管理者・防災管理者、消防計画の届出も行われていないことを確認した。

また、監査基準日にして「防火管理者を定めていない」であり、ウで「消防計画を作成したが、届出はしていない」3施設のうち1施設は、その後の聞き取りにおいても、防火管理者を選任しておらず、消防計画の届出が行われていなかつた。残り2施設は、その後、講習を受講して防火管理者を定め、消防計画の届出が行われたことを確認した。

(2) 消防用設備等の点検について

消防法第17条の3の3の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期的に点検を実施し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないとされている。

ア 消防用設備等の点検を実施しなければならない施設の該当状況		
項目	施設数	
該当する設備がある	48	
該当する設備はない	0	

イ 消防用設備等点検の実施状況(※令和元年度の実施状況)

項目	施設数
実施した	45
一部のみ実施	0
実施していない	3

ウ 消防用設備等点検を実施していない理由

項目	施設数
消防用設備等点検を実施しなければならないことを知らなかつた	0
消防用設備等点検を実施しなければならないことは知っていたが、これまで行っていない	0
その他	3

「その他」は、「令和2年3月に竣工した」、「令和2年4月に開校した」ものであり、令和元年には点検の対象とならない施設であった。

エ 消防用設備等点検を実施した結果、改善事項の有無の状況

項目	施設数
改善を要する事項が確認された	31
改善を要する事項は確認されなかつた	14
未改善	0

オ 消防用設備等点検の結果、改善を要する事項が確認された施設の改善状況

項目	施設数
全て改善済み	22
一部未改善	8
未改善	1

調書提出後の聞き取りにおいて、「一部未改善」の8施設のうちの4施設、「未改善」の1施設は全て改善されたことを確認したが、残りの4施設は「予算の確保に時間をしている」、「予算執行の優先順位付けを行う中で対応できていない」、「不具合の原因を説明中」の理由により未改善であることを確認した。

(3) 特定防火対象物及び非特定防火対象物の消防訓練の実施状況

防火対象物は、多数の者が出入りするものとして公会堂、特別支援学校等を特定防火対象物、それ以外の寄宿舎、高等学校、図書館等が非特定防火対象物とされている。